

平成十六年八月十一日受領
答弁第四二二号

内閣衆質一六〇第四二号

平成十六年八月十一日

内閣総理大臣 小泉純一郎

衆議院議長 河野洋平殿

衆議院議員小宮山泰子君提出厚生労働省年金局の名によるパンフレット『「持続可能」で「安心」の年金制度とするために』平成16年 年金制度改革案のポイント』に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員小宮山泰子君提出厚生労働省年金局の名によるパンフレット『「持続可能」で「安心」の年金制度とするために』平成16年 年金制度改正案のポイント』に関する質問に対する答弁書

一及び二について

御指摘のパンフレット（以下「本件パンフレット」という。）については、第百五十九回国会に提出した国民年金法等の一部を改正する法律案（以下「法律案」という。）の内容や年金の意義、役割及び制度の体系等をより平易な表現で説明することを目的として、厚生労働省年金局において作成したものである。

本件パンフレットは、法律案の内容等について図表等を用いて客観的に説明するものであり、国民に偏った予断を持たせるものであったとは考えていない。

三及び四について

本件パンフレットについては、一及び二について述べた目的により、法律案の国会提出後に厚生労働省年金局が執筆及び編集を行うこととし、大和綜合印刷株式会社が平成十六年四月十二日に三千部、同月二十四日に五千部及び同年五月十五日に一万部を印刷し、同年四月下旬以降個人又は法人を問わず広く配布されている。本件パンフレットの出版費用については、現在までに厚生労働省本省社会保障関係情報化

業務庁費により二百二十三万六千五百円を支出している。なお、本件パンフレットの原稿は外注したものでないため、その締切日は特にない。

また、申し述べるまでもなく、法案は、国会における御審議を経て成立するものであると考えている。

五について

本件パンフレットの内容に事実関係の誤りはなく、御指摘のような点はないと考えている。